



意見書

平成 16 年 8 月 23 日(月)

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

郵便番号 106-0032

とうきょうとみなとくろっぽんぎ

お一・えぬ・お一 ろっぽんぎ びる 2かい

東京都港区六本木 3-1-28

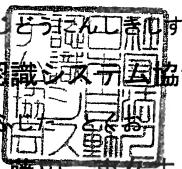
オ一・エヌ・オ一六本木ビル 2階

しゃだんほうじんにほんじどうごんぐきょうしてむきょうかい

社団法人日本自動認識システム協会

かいちょう

会長



「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

<別紙>

(社)日本自動認識システム協会は、RFID等の自動認識システムに関する標準化の推進、普及・啓発等を行うことによって、生産・流通等の効率化・高度化を図ることを目的としています。

当協会としては、最終報告書(案)に示されているように、電波が有限希少な国民共有の資源であり、その有効利用の必要性等を理解するとともに、これまでの各種行政対応について理解しています。

しかし、最終報告書(案)では、免許不要局からは電波利用料を徴収していない現行制度を変更し、帯域占用型の小電力無線システムについては、新たに電波利用料を徴収することの是非が示されています。

当協会は、特にUHF帯RFIDに使用されるリーダライタに関して下記の理由により、事業用、一般用の区別なく、免許不要局から電波利用料を徴収することについて反対の意見を述べさせて頂きます。

1. UHF帯RFID電波の局所性

UHF帯RFIDに用いられるリーダライタの電波は通信距離が5~7m程度の無線システムであって、他の無線局に混信を及ぼす恐れが少なく、公共性を保った上での利用を目的としています。このようなUHF帯RFIDは、他の小電力無線システムと同様の扱いとすべきであり、UHF帯域を占有するからという理由で他の免許局と同様に電波利用料を徴収することは適切ではありません。

2. UHF帯RFIDは国際的にも重要な技術

UHF帯RFIDは、国際的にISOでの標準化作業が進み米欧、アジア諸国で電波の割り当ての検討がなされ、ITの利活用により経済社会を発展させる重要な技術です。

諸外国では事業用、一般用の区別なく、免許不要局からは電波利用料を徴収せず産業界での技術革新を促進し、自由な活動を担保して国際競争が公平に行われています。この面での諸外国との制度の整合性の確保が必要です。すなわち、UHF帯RFIDのリーダライタに電波利用料を課金することは、産業インフラコスト高になり国際競争力が低下し、国内ユーザ企業の負担が大きくなると考えます。

3. RFIDの利活用による政府の基本計画の達成を阻害および逆行

RFIDは、政府戦略である「元気、安心、感動、便利」社会の実現を標榜するe-Japan戦略Ⅱにおいて、産業・生活を支える経済・社会のインフラとして高度な利活用が強く期待されています。また、総務省が提唱しているユビキタスネット社会の実現に向けたu-Japanにおいても重要な位置づけされていて、RFIDなしでは政府の基本計画の達成はおぼつかない

いものがあります。

また、政府は「IT 投資促進税制」において RFID の利活用を促進するため、その機器の取得に対し、減税を行いその負担の軽減を行っています。

以上のように最終報告書(案)は、政府方針の阻害および逆行しているものであります。

4. 「基準認証実施者課金方式」等の問題点

最終報告書(案)に示されている「基準認証実施者への課金方式」についても、次のような問題点があるため、その方式を採用することに反対です。

- ① RFID 機器のユーザにおける利活用の方法・度合いは多様であるにも拘わらず、それを無視して RFID 基準認証実施者に一律課金することは適切ではありません。
- ② RFID のメーカ段階で課金される時期と、ユーザ段階で RFID が実際に使用される時期とは一致しないケースが多いです。

また、「製造メーカー出荷時の課金方式」についても上記と同様の理由により、「流通段階での課金方式」についても二重課金になるおそれがあるため、この課金方式の採用にも反対です。

なお、電波利用料をメーカーから代行徴収する方法等では、電波有効利用のインセンティブは機能しないということは、最終報告書(案)においても述べられているとおりです。

以上

電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）の要約

UHF 帯 RFID に使用されるリーダライタに関して下記の理由により、事業用、一般用の区別なく、免許不要局から電波利用料を徴収することについて反対の意見を述べさせて頂きます。

1. UHF 帯 RFID 電波の局所性

UHF 帯 RFID は、他の小電力無線システムと同様の扱いとすべきであり、UHF 帯帯域を占有するからという理由で他の免許局と同様に電波利用料を徴収することは適切ではありません。

2. UHF 帯 RFID は国際的にも重要な技術

UHF 帯 RFID は、国際的に ISO での標準化作業が進み米欧、アジア諸国で電波の割り当ての検討がなされ、IT の利活用により経済社会を発展させる重要な技術です。

諸外国では事業用、一般用の区別なく、免許不要局からは電波利用料を徴収せず産業界での技術革新を促進し、自由な活動を担保して国際競争が公平に行われています。

このような UHF 帯 RFID のリーダライタに電波利用料を課金することは、産業インフラコスト高になり国際競争力が低下し、国内ユーザ企業の負担が大きくなると考えます。

3. RFID の利活用による政府の基本計画の達成を阻害および逆行

RFID は、e-Japan 戦略Ⅱにおいて、産業・生活を支える経済・社会のインフラとして高度な利活用が強く期待されています。また、総務省が提唱している u-Japan においても重要な位置づけがされていて、RFID なしでは政府の基本計画の達成はおぼつかないものがあります。

また、政府は「IT 投資促進税制」において RFID の利活用を促進するため、その機器の取得に対し、減税を行^いその負担の軽減を行っています。

以上のように最終報告書(案)は、政府の基本計画の阻害及び逆行しているものであります。

4. 「基準認証実施者課金方式」等の問題点

「基準認証実施者への課金方式」についても、次のような問題点があるため、その方式を採用することに反対です。

- ① RFID 機器の利活用の方法・度合いは多様であるにも拘わらず、それを無視して RFID 基準認証実施者に一律課金することの問題点。
- ② 課金時期と、ユーザ段階で使用時期とは一致しないケースが多いことによる問題点。

以上